

第10回核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議結果-1

●開催日:

- ✓ 2022年8月1日～26日に、ニューヨークの国連本部で開催
- ✓ 第1週: プレナリー会合、第2～3週: 主要委員会I（核軍縮）、主要委員会II（核不拡散）、主要委員会III（原子力の平和的利用）の開催（各委員会の下に設置された補助機関での議論も含む）、第4週: 最終文書調整
- ✓ 議長: Gustavo Zlauvinen大使（元アルゼンチン筆頭外務副大臣）

●参加国等:

- ✓ NPT加盟国191か国のうち151か国、国連（UN）、国際原子力機関（IAEA）、18のオブザーバー組織、160の非政府組織（NPO）が参加

●結果:

- ✓ 主要委員会I～IIIは、委員会としての報告書案に締約国の同意を得ることができず、全て委員会議長による報告書（議長報告書）としてZlauvinen議長に提出された
- ✓ 主要委員会I～IIIの議長報告書をベースに作成された最終文書案は、その後、2度リバイズされ、コンセンサスでの採択を目指して更に文言調整が行われたが、ロシアが会議最終日（26日）の午後に最終文書案中のウクライナのザポリジャ原子力発電所（ZNPP）に関する文言等を記載した5つのパラグラフに反対し、結局、2015年のNPT運用検討会議に続き、最終文書をコンセンサスで採択できなかった

●今後の予定:

- ✓ 次回のNPT第11回運用検討会議は2026年にニューヨークで開催
- ✓ 上記会議の第1回準備委員会を2023年にウィーンで、第2回準備委員会を2024年にジュネーブで、第3回準備委員会を2025年にニューヨークで各々開催
- ✓ NPTの運用検討プロセスをさらに強化するために、別途、作業部会（ワーキンググループ）を設置

●今次会議の特徴:

- ✓ NPTそのものよりも、ロシアのウクライナへの軍事侵攻を巡る問題により、最終文書を採択できなかった。ただし、多くのNPT締約国は、NPTが核不拡散体制の礎であり、今後もNPTの維持・強化が必要であることを言及
- ✓ 従来の核兵器国（NWS）と非核兵器国（NNWS）の対立に加え、NWS内での米英仏と露及び中国、またNNWS内でも米国の拡大抑止下にある国と核兵器禁止条約（TPNW）締約国の対立があった
- ✓ 中国によるNPTの3本柱全てに係る積極的な主張

第10回核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議結果-2

●主要委員会I（核軍縮）の論点

- ✓ **核軍縮**: 従来どおり、NWSとNNWSの主張が対立。NWSは、核軍縮のコミットメントを果たすために十分な対応を行っているものの、昨今の安全保障環境が軍縮を促すものとなっていないと主張し、NNWSは、核兵器こそが危険な安全保障環境を生み出し、軍縮の進展が国際的な平和と安定及び安全保障の向上に役立つが、NWSは核軍縮のコミットメントを進捗させていないと主張
- ✓ **TPNW**: TPNW締約国は、NWSが核兵器への依存を削減するための真剣な措置を講じておらず、核兵器を非合法化し、核兵器に反対する強固な規範を確立することを目的として進んで行くと主張。一方米国は、NWSがNPT第VI条の核軍縮義務に反し核軍縮を進展させていないという主張は受け入れられず、またTPNWは、同条約締約国のみを拘束するものであり、TPNWが国際法の下で核兵器禁止の規範を確立するとの主張に反論

●主要委員会II（核不拡散）の論点

- ✓ **中東非大量破壊兵器地帯の創設**: 2018年12月の国連決定（A/73/546）に基づき、これまで2019年及び2021年に2回の会議が開催されており、以前の運用検討会議ほどは議論に緊張が見られなかったようであるが、それでも複数の中東国が同地帯の創設遅延に不満を示した
- ✓ **AUKUS**: 米英豪は、AUKUSにより豪州が核兵器を取得することは無く、また国際的な核不拡散基準へのコミットメントを遵守することを強調したが、中国、インドネシア（NAM議長国）及びマレーシアは、AUKUSの核拡散への影響に懸念を表明。また中国はIAEA保障措置システムの新たな課題としてIAEAに本件に係る特別委員会を設置すべきと主張。米国高官はIAEAでの特別委員会の設置等、本件に係るいかなる提案も拒否すると言及

●主要委員会II（核不拡散）及びIII（原子力の平和的利用）の共通の論点

- ✓ ウクライナ及び欧米諸国は、ロシアによるZNPPの管理（コントロール）の掌握により、ZNPPの安全、核物質防護を含む核セキュリティ、及び保障措置が深刻な影響を受け、ロシアに対してZNPPの管理をウクライナ当局に戻し、ロシア軍がZNPPから撤退することを求める旨を報告書に盛り込む必要性を強調。一方ロシアは上記の文言は容認できないこと、また物事には交渉可能な問題と交渉不可能な問題があるとして、上記の文言は後者に属するものであることを示唆し、欧米の主張に反対

2026年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議

第1回準備委員会

- **日時等**：2023年7月31日～8月11日（ウィーン） 議長はヴィーナネン軍備管理・不拡散担当大使（フィンランド）
- **結果**：
 - ✓ 議長は、準備委員会終了1日前に、以下の3つの文書を参加国に提出。①今次準備委員会での議論内容を記載した「事実概要案」、②議長が第2回準備委員会において重点的に議論する分野に関する勧告を纏めた「勧告案」、及び③今次準備委員会の議事進行等を事務的にまとめた「最終報告書案」。
 - ✓ ①については、**コンセンサスが得られず**、議長は「作業文書」として③に盛り込むことを述べたが、**イランの反対（ロシアとシリアが同調）**で結果的に議長は①を取り下げ、公式文書としては残されないことになった。②については、**ロシア、中国、及びイランの反対で、「勧告」ではなく、議長の「考察（reflection）」として③に「作業文書」として盛り込まれた**にとどまった。
- **論点**：
 - ✓ **核軍縮**：透明性や説明責任の重要性、FMCTの早期交渉開始、CTBTの早期発効及び発効要件国による早期の署名・批准を求める意見が相次いだ。またロシアによるウクライナ侵攻に関し、核の威嚇やザポリジヤ原発占拠を非難する発言があり、さらにアジア太平洋地域における不透明な核戦力の増強に対する懸念が示された。
 - ✓ **核不拡散**：北朝鮮の核・ミサイル活動に対する非難や、国連安保理決議に従う北朝鮮の完全な非核化、NPT及びIAEA保障措置の遵守への早期復帰を求める発言が相次いだ。中東非大量破壊兵器地帯構想の実現については、全てのNPT締約国がコミットすべき旨が示された。イランの核関連活動の拡大への深刻な懸念が表明され、IAEAとの完全な協力をイランに求める旨発言が相次いだ。ウクライナにおける保障措置の実施に関し、ロシアによる侵攻がもたらす深刻な脅威への懸念やIAEAの取組への支持が示された。
 - ✓ **原子力の平和的利用**：多くの国が、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保しつつ、原子力の平和的利用を促進していくことの重要性を指摘した。、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に関し、欧米、アジア大洋州、南米の幅広い地域から10か国以上がIAEAの取組等に対する理解・支持を表明した。多くの国から、ウクライナの原子力安全・核セキュリティの状況への懸念が示され、ロシアに対して、ウクライナからの撤退や、ウクライナの主権・領土一体性・国際的に認められた領土を尊重するよう求める声が多くあった。
- **その他**：
 - ✓ 今次準備委員会の開催に先立ち、7月24日～28日に、2022年の第10回NPT運用検討会議での決定に基づき、NPTの運用検討プロセスの有効性、効率性、透明性、説明責任、調整、及び継続性を改善する措置について議論し、その結果を準備委員会に勧告することを目的に設立された作業部会が開催された。しかし、**作業部会では勧告案を採択できず、作業部会議長の作業文書として準備委員会に提出された。**

2026年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議

第2回準備委員会

- **日時等**：2024年7月22日～8月2日（ジュネーブ）議長はラフメトゥリン外務第一次官（カザフスタン）
- **結果等**：
 - ✓ ①今次委員会の手続事項を記載した「**報告書案(Draft Report)**」と、②今次委員会における議論の内容を取りまとめた「**議長サマリー(Chair's Summary)**」、及び③NPTの履行状況を評価した「**議長の考察(Reflection of the Chair)**」が作成された。①はコンセンサスで合意され、一方②及び③は、**コンセンサスが得られず、作業文書として①に添付することで合意**された。
- **論点**：
 - ✓ **核軍縮**：透明性や説明責任の重要性、FMCTの早期交渉開始、CTBTの早期発効及び発効要件国による早期の署名・批准を求める意見が相次いだ。またロシアによるウクライナ侵攻に関し、核の威嚇や新START履行停止、CTBT批准撤回等を非難する発言があり、更にアジア太平洋地域における不透明な核戦力の増強に対する懸念が示された。
 - ✓ **核不拡散**：北朝鮮の核・ミサイル活動に対する非難や、国連安保理決議に従った北朝鮮の完全な非核化、NPT及びIAEA保障措置の遵守への早期復帰を求める発言が相次いだ。中東非大量破壊兵器地帯構想の実現については、多くの国が同構想の早期実現の重要性を強調した。さらに、イランの核関連活動の拡大への深刻な懸念が表明され、IAEAとの完全な協力をイランに求める旨発言が相次いだ。ウクライナにおける保障措置の実施に関し、ロシアによる侵攻がもたらす深刻な脅威への懸念やIAEAの取組への支持が表明された。
 - ✓ **原子力の平和的利用**：気候変動を含む地球規模課題に向けた原子力科学技術の重要性や、その促進におけるIAEAの中心的な役割についての言及があった。また、多くの国が原子力の利用にあたっては、保障措置の遵守に加え、原子力安全及び核セキュリティを確保することが重要であることを指摘した。さらに多くの国が、ロシアによるウクライナ侵攻及びザポリジャ原発の占拠を批判し、同原発を含むウクライナの原子力施設の原子力安全・核セキュリティへの脅威に関する懸念を表明した。
- **その他**：第3回準備委員会は、2025年4月28日～5月9日にニューヨークで開催予定。議長は、ガーナのHarold Agyeman国連代表部常駐代表

2026年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議 第3回準備委員会

- **日時等**：2025年4月28日～5月9日（ニューヨーク）議長はハロルド・アジマン国連常駐代表（ガーナ）
- **結果等**：
 - ✓ ①今次委員会の手続事項を記載した「報告書案（Draft Report）」と、②「2026年運用検討会議への勧告案（Draft Recommendations to the Review Conference of the NPT）」及び核兵器国による国別報告書の提出や議論の方法等を内容とする③「運用検討プロセス強化のための決定案（Draft Decision: Strengthening the Review Process）」が作成された。
 - ✓ ①はコンセンサスで合意され、一方②及び③は、コンセンサスが得られず、議長の判断・責任の下、作業文書として①に添付することで合意された。
- **論点**：
 - ✓ **核軍縮**：多くの国が透明性や説明責任の重要性、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効及び発効要件国による早期の署名・批准を求める意見を述べた。また西欧の国を中心に中国の不透明な核戦力増強に対する非難が示され、多くの国が透明性・説明責任の強化の重要性を強調した。中露や多くのNAM諸国等による核共有への批判に対し、NATO諸国は、NPTとの整合性や平和維持が目的である旨を説明した。また多くのアラブ諸国が、イスラエルのNPT加入や中東非核・非大量破壊兵器地帯の早期創設を要請した。
 - ✓ **核不拡散**：多くの国が北朝鮮の核・ミサイル活動やイランの核関連活動の拡大等に懸念を表明した。中国等は、輸出管理が国際的な原子力利用に不必要な制限を課すべきでない旨を主張した。日本を含む複数の国は、輸出管理は不拡散上、重要である旨を述べた。
 - ✓ **原子力の平和的利用**：多くの国が原子力科学技術による地球規模課題への貢献や同分野でのIAEAの役割、3S（原子力安全・核セキュリティ・保障措置）の重要性を言及した。また、西欧等、多くの国がロシアによるウクライナ侵略及びそれに伴うザポリジャ原子力発電所等の原子力安全・核セキュリティへの脅威を批判した。
- **その他**：2026年NPT運用検討会議は、2026年4月27日～5月22日にニューヨークで開催予定。議長はベトナム